

# 危険物新聞

第3回 危険物取扱者試験

12月7日、府大で

第4回は、2月15日府大で

消防試験センター 大阪府支部では、昭和61年度第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施することとなった。

- ▷試験日 12月7日(日)
- ▷試験種目 甲種、乙種1~6類、丙種
- ▷試験場 大阪府立大学
- ▷願書受付日 11月4日、5日
- ▷受付場所 大阪府職員会館

## 今回の講習は、甲種、乙種、丙種

受験準備講習は、甲種、乙種1~6類及び丙種について、別掲の日程により実施する。また今回は、乙種4類の講習は、恒例の大坂、堺、茨木の他に泉佐野会場を増設した。また今回は夜間コースは諸般の事情で実施せず、次回には夜間コースも実施の予定。

次回の甲種は来年6月ごろ

なお、第4回試験(62年2月)に際しては、甲種及び4類以外の乙種の講習は行なわず、12月の次は62年度第1

回(62年6月頃)になる予定である。

日曜コースは電話予約を

日曜コースは、定員(100名)が少ないため、電話予約による受付を行なっている。希望者は、電話(06-531-9717)で予約されたい。

## 保安講習(61年度後期)

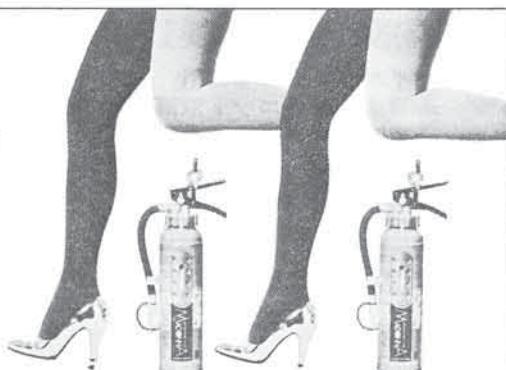
枚方、高槻、堺、富田林、大阪で

大阪府の危険物保安講習前期分は9月6日で11会場が終了し、堺泉北臨海地区で5会場、また11月から62年にかけて次の日程で行われる。受講希望者は早急に受講申込書(所定様式)を送付されたい。なお受講申込者への受講決定通知は、受講日のおおむね1ヶ月位前となり、その時期まで申込書は大阪府危険物安全協会で保管されているのでご注意いただきたい。

また、下記日程以降は62年度分となり、62年7月頃の予定。

11月28日	枚方	2月18日	堺
12月4日	高槻	2月19日	大阪
12月9日	大坂	2月24日	富田林
12月11日	大坂	2月26日	大坂

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



## 従業員の教育訓練(危険物試験の講習)に

## 生涯能力開発給付金制度が利用できます

Q 従業員に危険物取扱者の免状取得のための受験準備講習を受けさせたり、免状取得者に法定の5年以内ごとの保安講習を受けさせた場合など、事業主が従業員のために事業所内で、又は事業所外の教育訓練施設へ派遣して実施する教育訓練について、その費用の一部を国から補助していただける制度があると聞きますが、どのような制度ですか。

A 本格的な高令化社会の到来、技術革新の進展等激しく変化する経済社会情勢の中で、従業員の職業生活の安定充実と企業の発展を図っていくためには、従業員の職業生活の全期間にわたって職業能力の開発向上と活

性化を図ることが極めて重要となっています。

このような情勢に対応して、従業員に対する職業能力開発の一層の促進と充実を図るため、事業主が従業員に対して、計画的に教育訓練等を行った場合に、その実施に要した経費やその期間中に支払った受講従業員の賃金の一部などが、雇用保険法に基づいて国から助成される制度です。つまり、その助成金を生涯能力開発給付金と言います。

Q では、その給付金とは、どのようなものでしょうか。

A 紙付金の種類としては、次のような3種類があります。

(1) 能力開発給付金	① 事業内で集合訓練を実施した場合の講師謝金・教材費等の運営費に対する助成 ② 事業外の教育訓練施設へ派遣した場合の入学料及び受講料に対する助成 ③ (①又は②の) 訓練受講期間中に支払った賃金に対する助成 ④ 定年退職前職業訓練の受講を奨励するために要した経費に対する助成
(2) 自己啓発助成給付金	① 有給教育訓練休暇期間中に支払った賃金に対する助成 ② 労働者の自己啓発に係る入学料及び受講料等の援助費に対する助成
(3) 技能評価促進給付金	認定社内検定の開発及び実施に要した経費に対する助成(中小企業事業主又は中小企業事業主が80%以上占める団体であること)

Q 危険物保安講習や受験のための準備講習の受講料もこれに該当しますか。

A もちろんいろいろの要件がそろいますと適用されますよ。

Q 危険物関係は、さきほどのどれに当てはまりますか。

A 多分(1)の能力開発給付金又は(2)の自己啓発助成給付金

になると思います。

Q 事業主が、この制度を利用して給付金の支給を受けるためには、どのような要件が必要ですか。

A この制度の適用を受けて給付金の支給を受けるためには、事業主は次の3つのすべての条件に該当すること必要です。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 事業内職業能力開発計画を作成する事業主であること。
- (3) 事業内職業能力開発計画に基づき、雇用する労働者に教育訓練を受けさせる事業主又は認定社内検定を開発実施する事業主であること。

Q 事業主が作成することになっている事業内職業能力開発計画とは、どんなものですか。

A 事業内職業能力開発計画は、職業能力開発促進法第11条に基づいて、事業主がその従業員（当該事業所から主たる賃金を受けている者で雇用保険の被保険者に限ります。ただし、出向社員は除かれます。）に対する職業能力の開発向上を段階的かつ体系的に行うために作成する計画です。

技能職の従業員だけでなく事務・技能職の従業員をも対象とし、各自についてこの給付金の支給対象になる職業訓練だけでなく、新規採用者に対し基礎的な職業能力を付与するための職業訓練、従業員の職業能力を開発向上させるための職業訓練又は職業能力を再開発するための職業訓練など全般にわたる計画でなければなりません。具体的には、「事業内職業能力開発計画届」（様式がある）に所要事項を記入して作成しますので、その届様式をご覧いただくとよく分かると思います。

又計画の作成にあたっては、従業員のニーズを反映することが望ましいので、事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には、その労働組合、そのような労働組合がない場合には、従業員の過半数を代表する者の意見を聴いて計画を作成することになっています。



なお、作成した計画は、原則として毎年6月末日までに知事に提出することになっていますが、これまでこの制度のあることを知らなかった場合には、10月から翌年3月までに実施する教育訓練についてのみ、10月1日から10月末日までに提出することが、当分の間認められています。

Q では、具体的にどのような訓練が給付の対象となるのですか。

A 皆さんに関係があると考えられる能力開発給付金と自己啓発助成給付金について支給対象となる訓練の種類及び支給要件は次のとおりです。

**能力開発給付金 の場合：**

職業訓練の種類	受講者の年齢		職業訓練の実施方法	
	大企業	中小企業	社内集合訓練	事業外訓練
① 配置転換、出向等により新たな職務に就かせるために必要な職業訓練	40歳以上 (35歳以上の場合がある)	同 左	同一の訓練コースごとに2人以上同時に訓練を行い、支給対象者が50%以上いること。 (例) 100人に訓練を受けさせた場合、対象者が50人以上いること。	支給対象者が1人いれば良い。なお、通信制の職業訓練については労働大臣が指定したものに限ります。
② 専門的な知識又は技能を習得させるために必要な職業訓練	40歳以上	25歳以上	支給対象者が75%以上いること。	
③ 技術の進歩等に対する適応性の増大のために必要な職業訓練			支給対象者が50%以上いること。	
④ 定年退職後の再就職の円滑化等のために必要な職業訓練	45歳以上	同 左		
⑤ その他労働者の職業能力の開発向上のために必要な職業訓練				

区分	企業の資本の額 又は出資の総額	企業全体で常時雇用する労働者数
小売業・サービス業	1,000万円以下	50人以下
卸売業	3,000万円以下	100人以下
その他	1億円以下	300人以下

- Q' 大企業、中小企業は何を基準に区分するのですか。  
 A' ここで中小企業としているのは、「企業の資本の額又は出資の総額」又は「企業全体で常時雇用する労働者数」のうちいずれか一方が次の表の要件に該当する場合です。(以下同じ)

## 自己啓発助成給付金 の場合:

これには、有給教育訓練休暇を付与する場合とそれ以外の場合とがありますが、関係があると考えられます後者の場合について説明しますと次のとおりです。

- Q どのような費用が給付の対象となるのでしょうか。又

危険物設備の設計・施工  
保安点検・検査

## 設備の安全を創造する

## ①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号  
〒542 (大阪写真会館)  
電話 大阪(06) 271-5588(代)

給付金の額は。

- A 支給の対象となる経費、給付金の額及び限度額は、次のようになっています。

## 能力開発給付金 の場合:

職業訓練の種類	受講者の年齢		備考
	大企業	中小企業	
① 配置転換、出向等により新たな職務に就かせるために必要な職業訓練	40歳以上 (35歳以上の 場合がある)	同 左	1. 事業主は、雇用する労働者に対し、その申し出により、左の職業訓練を受講させることが必要です。
② 専門的な知識又は技能を習得させるために必要な職業訓練	40歳以上	25歳以上	2. 支給の対象となる職業訓練は左の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、現在又は近く就く職業に密接な関連を有するものです。
③ 技術の進歩等に対する適応性の増大のために必要な職業訓練			
④ 定年退職後の再就職の円滑化等のために必要な職業訓練	45歳以上	同 左	
⑤ その他労働者の職業能力の開発向上のために必要な職業訓練			

## 消防点検は...マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を  
提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

対象となる経費	定年退職予定者に対する定年退職前職業訓練			左記以外の対象職業訓練		
	助成率		労働者1人当たりの限度額等	助成率		労働者1人当たりの限度額等
	大企業	中小企業		大企業	中小企業	
事業内で自ら集合して行う学科又は実技の訓練の運営費(注1)	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	70,000円	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	50,000円
事業外の教育訓練施設への派遣費(入学料及び受講料)	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	100,000円	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	50,000円
対象となる職業訓練受講中の賃金(注2のすべてに該当することが必要)	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	150日 (1日当たり 7,330円)	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	150日 (1日当たり 7,330円)
定年退職予定者の受講に伴い、上記経費以外に受講1日当たり右記金額以上に支給した場合の受講奨励金	社内集合訓練及び通信制の場合	受講日1日当たり 590円	150日			
	事業外派遣の場合	受講日1日当たり 850円				

(注) 1. (ア) 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金、手当に要する経費。

- (イ) 施設又は設備の借上げに要する経費。
- (ウ) 教科書その他の教材に要する経費。

2. (ア) 所定労働時間内に行われること。
- (イ) 通常賃金の日額以上、賃金が支払われていること。
  - (ウ) 全1日にわたり業務に就いていないこと。

自己啓発助成付金 (有給教育訓練休暇の付与以外) の場合 :

対象となる経費	助成率		支給限度額等
	大企業	中小企業	
自己啓発に対する入学料、受講料その他事業主が援助した一切の費用(賃金を除く)	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	定年退職予定者 10万円 定年退職予定者以外 5万円



### 正確な判断と適切な守りが安全のポイント

ハツタ消火器・自動消火器・消火装置をお役立てください。

会社や事務所ではOA、工場ではFA、ご家庭ではHAとハイテク時代はどんどん進み、私達の生活は大きく変ります。でも、安全を願う心はいつの時代も同じ。ハツタは、常に安全確保のため真剣に取り組んでいます。

消火器・消防装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281㈹

東京支社/東京都港区芝大門2丁目6-7 〒105 TEL (03) 434-4841

大阪支社/大阪市西淀川区千舟1丁目5-47 〒555 TEL (06) 473-4870

営業所/東京南・東京北・北海道・仙台・新潟・埼玉・横浜・静岡・

名古屋・北陸・大阪・京都枚方・岡山・広島・高松・松山・

小倉・九州

# ガードは万全!

- いずれの場合も、原則として対象従業員が当該対象職業訓練コースを修了しない場合には、給付金は支給されません。
- Q 修了の証明が要るわけですか。
- A そうです。危険物の場合は、大阪府危険物安全協会へ修了の証明願を提出していただきますと、証明いたします。
- Q 計画の届出とか受給の手続は、どこへどのようにした

らよいのでしょうか。

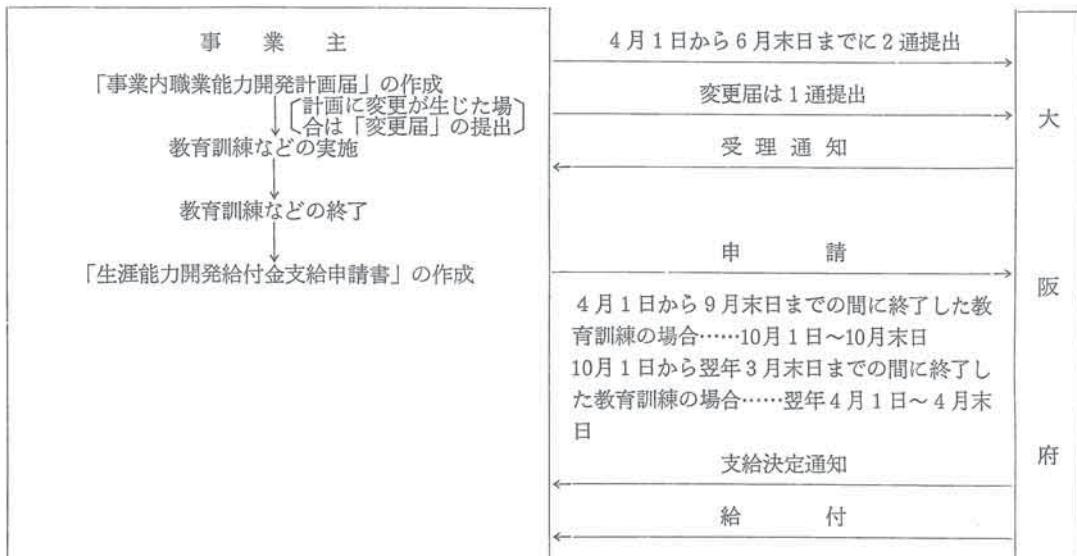
A 提出先は、大阪府労働部能力開発課で、手続の手順を分りやすいように図で表わすと次のようにになります。

なお、詳細については、次へお問い合わせ下さい。  
大阪府労働部能力開発課民間訓練係

電話 941-5814

大阪府職業能力開発協会訓練振興課

電話 772-7781



## 〔危険物施設の事故例〕

### オーバーフローにより

#### 屋外タンクから重油400ℓ流出

昭和60年12月、山口県の屋外タンク貯蔵所から重油約400ℓがオーバーフローする事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

事故当日の午後3時10分ごろ、施設の管理者が同一敷地内にある地下タンク貯蔵所(9,500ℓ)から屋外タンク貯蔵所(3,200ℓ)にA重油2,100ℓを送油するため、手動のスイッチを押し、送油を開始した。

送油開始後、他の用務を処理するため現場を離れたが、3時50分ごろ、当該屋外タンク貯蔵所の液面計で約1,000ℓの余裕があることを確認し、そのまま送油を続けた。4時40分ごろ、屋外タンクの液面計ワイヤー屋根板貫通部から重油が流出しているのを発見し、ポンプを停止した。しかし、約400ℓの重油が敷地内の排水路を経て、側溝、河川へと流出した。

この施設は、独身寮のボイラー用燃料の貯蔵施設(屋外タンク貯蔵所)であり、危険物保安監督者選任の届出はあったものの、他へ異動しており、後任の選任がないまま、危険物取扱者の資格を持たない者一人で管理していたものである。このような状況の下に行われた取り扱い作業で、送油中の監視が十分に行われず、屋外タンクから重油を流出させ、更に、防油堤の水抜口を開けたままにしておいたため、河川へと流出させ、事故を大きくしたものである。

#### 〔問題点及び対策〕

危険物保安監督者は法令で定められた危険物施設での業務を行うこととされており、施設の保安を確保する上で欠くべからざるものであることを確認させる事故である。

- ① 危険物取扱作業場での作業者に対する法令基準、予防規程等安全基準に照らした監督。
- ② 火災等発生時の作業者指揮と応急措置、消防機関等への連絡。
- ③ 施設の維持のための定期点検、臨時点検。
- ④ 定期点検、臨時点検の記録と記録の保存。
- ⑤ 施設の異状を発見した場合の措置。

- ⑥ 計測装置、制御装置、安全装置等の機能維持のための保安管理。
- ⑦ 危険物施設保安員を置く施設の場合は、施設保安員への必要な指示。
- ⑧ 火災等の災害防止のための隣接危険物施設関係者との

連絡保持。

- ⑨ 上記①～⑧のほか、危険物取扱作業の保安に関し必要な監督業務。

- ⑩ その他。

(全国危険物安全協会連合会提供)

## 全国危険物安全協会連合会

### 事業推進委員会を設置

全国危険物安全協会連合会（会長、鎌田東京防災指導協会理事長）では、関係当局のご指導により、法人化への組織強化、また公益事業の推進等積極的に取組んでいたが、このほど副会長県の事務局長で事業推進委員会を設け、第1回委員会が8月28日、29日にわたり開催され、活発な討議がされた。また29日午後には全国の都道府県危安協連合会事務局長会議が開催された。

事業推進委員会のメンバーは、小野（北海道）、今里（宮

城）、藤井（埼玉）、莊司（新潟）、大島（東京）、石田（静岡）、松村（大阪）、木村（広島）、近藤（愛媛）、田中（福岡）の10氏である。

委員会での主な議題は

1. 公益的事業の推進（保安管理の推進、調査研究、認定業務、代行業務、保安講習、テキスト資料等の発行、視聴覚教材、ポスター等の作成、表彰等）
2. ブロック会議の推進
3. 保安講習の受託推進（現在11都道府県で受託、実施している）
4. テキストの活用
5. 視聴覚教材の作成（危険物安全管理に関するビデオ、小冊子を作成中）



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

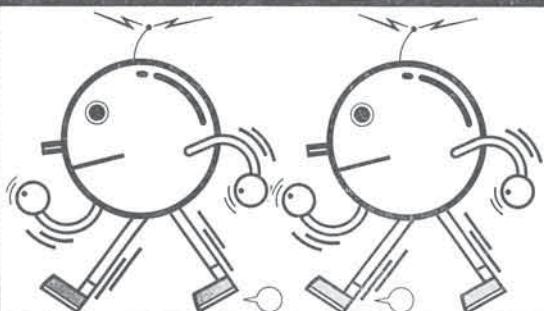
創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号  
〒550 電話 (06) 443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話 (06) 707-3341



# ハイテクテク。



常に防災の歴史とともに歩みつづけ、  
さらに未来に向ってハイテク防災空間を拓げつつあるヤマト。  
防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

●防災のトータルプランナー

# YAMATO

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918  
■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06) 976-0701㈹  
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03) 446-7151㈹

## 危険物取扱者養成講習ご案内

昭和61年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	11月12日(水)、11月19日(水) 11月20日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種 第4類	1期 11月7日(金)、11月17日(月)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2期 11月13日(木)、11月18日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3期 11月11日(火)、11月12日(水)	10時～16時30分	堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	4期 11月14日(金)、11月19日(水)	9時30分～16時	茨木市立中央公民館 (茨木市消防本部ウラ)
	5期 11月6日(木)、11月18日(火)	10時～16時30分	泉佐野市消防本部講堂 (市役所前バス停駐車場あり)
	日曜コース 11月2日(日)、11月9日(日) 11月16日(日)	10時～16時30分	大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ約5分)
丙種	11月21日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館

(注) 乙種(1.2.3.5.6類)受講者は、乙種1期、2期、3期又は5期と甲種の11月19日の指定時間を受講して下さい。

### 2. 受付期間と場所

受付場所	日時
泉佐野市消防本部内	泉佐野市火災予防協会 10月22日(水) 午前10:00～11:30
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 10月22日(水) 午後 2:00～4:00
堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会 10月23日(木) 午後 2:00～4:00
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会 10月27日(月) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 10月27日(月) 午後 2:00～4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 10月28日(火) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署 10月28日(火) 午後 2:00～4:00
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	大阪府危険物安全協会 10月30日(木) 午前10:00～午後 4:00 又は11月6日(木)(正午～1時休)

### 3. 日曜コースの申込方法

日曜(定員100名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

### 4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます) 甲、乙種でテキスト不要の場合は各2,000円減額。

種別	会員	会員外	備考
甲種	12,000円	14,000円	
乙種	8,000円	10,000円	
日曜コース	12,000円	14,000円	もぎテスト実施
丙種	3,500円	4,500円	

(注) 乙種1.2.3.5.6類受講者は、2種類以上の場合、各2000円増。また、科目免除者はテキストなしで、1種類につき1000円。